

- 平成28年5月に公表された本ガイドライン（第2版）以降、翌年の平成29年に「**自転車活用推進法**」が施行され、平成30年に第1次自転車活用推進計画、令和3年には第2次計画が閣議決定されるなど、**自転車に関する政策は大きく変化**。
- 令和2年に発生した新型コロナウイルスのパンデミックにより、リモートワークの普及や新しい生活様式の広がりなど、自転車の利用パターンも変化。
- 令和5年の道路交通法改正による**特定小型原動機付自転車**の-categoriesの新設による電動キックボードの普及や、令和6年の道路交通法規則改正による**新基準原付**の誕生など、**モビリティが多様化**。
- 本ガイドラインは、このような変化を踏まえ、従来のガイドライン（第2版）に、「**コンパクト・プラス・ネットワーク**」や「**人間中心のウォーカブルなまちづくり**」の観点、近年の**モビリティの多様化**等を踏まえた**自転車等駐車場の整備方策**及び**都市におけるシェアサイクルの活用方策**等を追加し、各都市での取組事例を織り交ぜつつ令和6年度末に改訂。

■第3版の概要と主な改訂のポイント

